THE ROTARY CLUB OF TAKATSUKI　国際ロータリー　第２６６０地区

高槻ロータリークラブ
2018～2019
WEEKLY BULLETIN

四つのテスト

Ⅰ．真実かどうか

Ⅱ．みんなに公平か

Ⅲ．好意と友情を深めるか

Ⅳ．みんなの為になるかどうか

事務所　オーロラモール高槻西武６階　〒569-1116　高槻市白梅町 4-1
TEL　072-683-1158　FAX　072-683-1174
E-mail　takatsuki.rc@bird.ocn.ne.jp
例会日　毎週水曜日　12:30～13:30
例会場　オーロラモール高槻西武６階　多目的ホール　TEL　072-684-5379
創　立　1954 年 6 月 15 日
会長　伊藤智秋　**幹事**　石田佳弘　**クラブ運営委員長**　河合一人　**会報担当副委員長**　長山正剛

No.11　　2018 年 9 月 19 日　発行

９月は基本的教育と識字率向上・ロータリーの友月間

第 3134 回 本日（9/19）の例会

◎　ソング・・・それでこそロータリー
◎　卓話　　丸山　俊郎　君
「　　○○　　」
山口　　誠　君
「 ラストオーダー 」

第 3135 回　次週（9/26）の例会

第 2 回ガバナー補佐訪問

◎　ソング・・・我等の生業
◎　卓話　　藤井　敏雄　君
「　　○○　　」

先週（9/12）の例会から

◎ゲスト・ビジター　　計 0 名

◎出席報告

会員数	出席者数	出席率
51　名	41　名	83.67　%
前々回例会補正後出席率　89.36　% 但し、　Mup　4　名　　欠席者　5　名 出席規定摘用免除有資格者　4　名		

8 月度皆出席報告

稲富　博文君　　連続 2 年

◎会長の時間

「基本的教育と識字率向上」

ゾロアスター教をご存知ですか？
世界最古の宗教とか拝火教という名称で世界史の教科書の初めの方に掲載されていたと思います。古代ペルシャ発祥の宗教で紀元前 6 世紀から紀元後 7 世紀頃まで中近東地域で信仰されていました。
良い神：アフラ・マズダを最高神とする一神教で、最高神の象徴である火を崇拝します。
（マツダ自動車のＭＡＺＤＡこれアフラ・マズダのＭＡＺＤＡ）そして、敵対する暗黒の神：アンラ・マンユ又はアーリマンとの抗争が展開されます。ニーチェの「ツアラトゥストラはかく語りき」という本がございますが、あのツアラトゥストラさんはゾロアスターさんのことです。
教えというか経典は「ツアラトゥストラはかく語りき」に詳しく書かれております。キリスト教が起こり、イスラム教が起こり、ゾロアスター教徒はどこへ行ったのか？やがてイスラム教が台頭し、ペルシャ帝国が滅亡しゾロアスター教徒はイランからインドのムンバイあたりに逃れます。そこで、彼らはペルシャ人を意味するパールシーと呼ばれ、ヒンドゥー教徒と共存することで現在まで続いております。

インスピレーションになろう

バリー・ラシン　RI 会長

少数派ながら富裕層が多く、社会的に活躍される方や政治的な影響力を持つ人々が多いのが特徴です。インド二大財閥の片翼、タタはパールシーの財閥です。タタがマハラジャでないことに驚きます。ゾロアスター教のコミュニティはゾロアスター教徒でなければ入れませんし、ゾロアスター教寺院もゾロアスター教徒でなければ入れません。ゾロアスター教のコミュニティはゾロアスター教徒でなければ入れませんし、ゾロアスター教寺院もゾロアスター教徒でなければ入れません。

そして、パールシーはヒンドゥー教徒と共存してはいましたが、インドのカースト制度の外にあり差別も女性蔑視も無かったために教育水準が高かったことが関係しているという事です。同じ地域に暮らしていても教育のあるなしは、こんなにも人を違うものにします。

世界人口の約 4 分の 1 は、文字を読むことが出来ないと推定されています。
成人と子供の非識字は、高度の工業国も発展途上国も含め、地球規模の問題です。

文字を読めない人は独立できず、悪質なごまかしや貧困、人間的尊厳の喪失の犠牲となってしまうことは大変な悲劇です。

◎幹事報告

・摂津ロータリークラブ様より 2018-2019 年度概況報告書が届いております。後方テーブルに置いておりますのでご覧ください。
・米山 100 円募金￥25,800-を 9 月 11 日振込致しました。皆様ご協力ありがとうございました。
・ガバナー事務所より「平成 30 年北海道胆振東部地震」を含む自然災害に関する当面の地区方針について連絡がありました。平成 30 年北海道胆振東部地震発生の直前に近畿地方を台風 21 号が直撃するなど、ほぼ日本の 34 地区が何がしかの被害を受けている状況を鑑み、今年度は原則地区として各クラブに義援金を募り被災地区の支援に充当することを見合わせることと致しました。各クラブには積極的かつ自発的な被災支援活動をお願い申し上げます。
・ガバナー事務所より、「ロータリークラブの変革に関するアンケート」の依頼がきております。メールにてアンケートを送付いたしますので、皆様ご協力をお願い致します。 ※アンケートは9月 25 日(火)までに、事務局へご返信お願い致します。
・浜田会員が、9 月 14 日(金) 高槻東ロータリークラブ例会にて卓話をされます。メイキャップ率が低いため、お時間のある方はぜひビジター訪問してください。

◎卓上花

デンファレ…

お似合いの二人

◎委員会報告

○青少年奉仕委員会　　内本　　繁

高槻中学高等学校文化祭が開催されます。
インターアクトクラブの皆さんが展示をされておりますので、ぜひご来場の上ご覧になっていただきたいと思います。入場には事前登録が必要となりますので、お申し出ください。

【場　　所】　高槻中学高等学校
【日　　時】　9 月 16 日（日）11：00
【集合場所】　校門前
【参 加 費】　無料

◎卓話

「　私の IT 関連　」　　古川　大介

3 月の地震からこのわずか 3 か月あまりで何十年ぶりの天災がつづいておりまして、大変なことになってるわけですが、僕も 6 月の地震の時なんですが朝 8 時頃ちょうどトイレに入っておりましてパンツビチョビチョになりまして、あわててパンツ履き替えて会社にいったんですが。うちの事務所というのが、ちょうど、センター街にありましてその下にスーパーがありまして、その地震の時にスプリンクラーがはずれまして店内もビチャビチャになりまして、パンツもベチャベチャ、店もベチャベチャになりまして大変な事になりました。特にひどかったのが、私実は IT 関連の仕事もしてるんですが、IT 関連いうても居酒屋で天婦羅定食売ってるだけなんですが、ここが、瓦は落ちてくるは食器が落ちてくるは酒は落ちてくるはで大変でした。因みに私実は居酒屋やってるくせに、ゲコでして、お酒あんまり飲めないんですが、その掃除をしてまして、夕方には酔っぱらって次の日は二日酔いになりました。そうこうしてるうちに次の台風がきまして、日興証券の東村さんとこから電話かかってきまして、古川さんとこの店えらいことなってますよ、言われて飛んでいきますと、瓦が半分ぐらいとびちってあらへん状態で、西武まで瓦の破片が飛んでた始末でした。

こんな、天災になると、日常のありがたみがわかるというか、感謝しなければと思います。日頃ふつうに、風呂にはいり、ふつうに、好きなものが食べられる言うことです。今回の地震でガスがとまり、台風では電機がとまる。風呂も料理も普通に出来ない、ウチの母親が今年８０歳なんですが外孫いれて８人孫いてるわけですが、孫がおばあちゃんとこ覗くと未だにご飯食べてるか、ご飯食べてるか、孫に聞くわけです。孫は当然おばあちゃん、今日ご飯食べてへん奴おらんで、いうわけなんですが、やはり、顔見るとご飯食べてるかご飯たべてるか言います。

やはり、戦中戦後を知ってるがために食の大切さを身に染みてるから屋と思います。

最近デフレもおさまり、一時の事みたいでは無くなってきましたが先日 27 時間テレビで昭和 30 年代 40 年代の値段が出てたんですが、ハンバーガー230 円って出てました。今でこそハンバーガー100 円廃止になりましたが、少し前まで 100 円で売ってました、タイでさえ、1 個 160 円ですから、日本の食べるものどんだけ安全で安いかわかると思います。つい最近まで吉野家の牛丼 280 円でした。今は 500 円ぐらいになってますが、この牛丼も 1 人前 280 円で作ろう思ったら最低 5 人前作らないと出来ないらしいです。でも今 5 人家族って無いんですよ。日本の平均家族の人数が 2.6 人です。つまり食べに行ったりコンビニの方が安いんが現状です。

なにより、今、日本の食べ物の廃棄量は世界一なんですよ、今後こんなことを続けていると。又いままで以上の天災が起こると思います。

◎卓話

「　働き方改革について　」　　上村　富美男

働き方改革について

～ 主な法改正内容と今後の対応 ～

2018年9月12日(水)
高槻ロータリークラブ
上村　富美男

【働き方改革とは…？】

みなさん…どんなイメージをお持ちでしょうか？

労働時間に関すること

仕事と家庭の両立(ワークライフ・バランス)のこと

一億総活躍社会を実現するための取り組みのこと

※「働き方改革関連法」…

平成30年6月　労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するために種々の措置を講ずる必要があるとして、『働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(いわゆる「働き方改革関連法」)』が成立

【働き方改革関連法の3つの柱】

～基本方針(3つの柱)～

Ⅰ　働き方改革の総合的かつ継続的な推進

※施行日：平成30年7月6日

Ⅱ　長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

※施行日：平成31年4月1日
　但し、中小企業における時間外労働の上限規制に係る改正規定の適用は平成32年4月1日
　また、中小企業における割増賃金率の見直しは平成35年4月1日

※これらの中でも労働時間に関する改正は「働き方改革関連法」の重要な柱
　(事業主の労務体制の構築に直接的に影響してくる法改正)

Ⅲ　雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保

※施行日：平成32年4月1日
　但し、中小企業におけるパートタイム労働法、労働契約法の改正規定の適用は平成33年4月1日

【参考:労働基準法上における中小企業とは】

労働基準法の改正による割増賃金率の引き上げが猶予されている中小企業とは、つぎの条件にあてはまる企業を指します。 これらの規模の企業で、1ヶ月に60時間を超える法定時間外労働を行わせようとする場合は50%の割増賃金率となるため、今後、何らかの対応を考える必要がありそうです。

小売業	資本金（または出資）の額が5,000万円以下 または常時使用する労働者の数が50人以下
サービス業	資本金（または出資）の額が5,000万円以下 または常時使用する労働者の数が100人以下
卸売業	資本金（または出資）の額が1億円以下 または常時使用する労働者の数が100人以下
その他の業種	資本金（または出資）の額が1億円以下 または常時使用する労働者の数が300人以下

【働き方改革関連法の3つの柱】　＊内容(Ⅰ)

Ⅰ　働き方改革の総合的かつ継続的な推進

※施行日：平成30年7月6日

＜ポイント①＞

➢ 労働環境の整備に努めることが事業主の責務として掲げられた

→ 雇用する労働者の労働時間の短縮その他の労働条件の改善など
　労働者が生活との調和を保ちつつ意欲と能力に応じて就業できる環境の
　整備に努めることが事業主の責務(努力義務)として掲げられた

【働き方改革関連法の3つの柱】　＊内容(Ⅱ - 1)

Ⅱ　長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

※施行日：平成31年4月1日
　但し、中小企業における時間外労働の上限規制に係る改正規定の適用は平成32年4月1日
　また、中小企業における割増賃金率の見直しは平成35年4月1日

＜ポイント①～②＞

➢ 時間外労働につき上限規制が設けられた
→ 時間外労働につき原則月45時間、年360時間(現行と同じ)また臨時的に労働させる場合には「1か月:100時間未満」、「1年:720時間」とする上限規制を導入
　(これまで一定の基準ありも…強制力はなかった)
→ 労働者を月100時間以上時間外労働させた場合、また2か月～6か月のそれぞれの期間における時間外労働の1か月当たりの平均時間が80時間を超え法に違反した場合には罰則(6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金)適用される

➢ 時間外労働の割増賃金率につき中小企業への猶予措置が廃止された
→ 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率に関する中小企業の猶予措置廃止
→ 現行割増率「2割5分以上」　⇒　改正後「5割以上」

【働き方改革関連法の3つの柱】　＊内容(Ⅱ - 2)

Ⅱ　長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

※施行日：平成31年4月1日
　但し、中小企業における時間外労働の上限規制に係る改正規定の適用は平成32年4月1日
　また、中小企業における割増賃金率の見直しは平成35年4月1日

＜ポイント③～⑥＞

➢ 一定日数の年次有給休暇について時季を指定して与えなければならなくなった
→ 有給休暇取得促進のため10日以上の有給休暇が付与される労働者に対し
　事業者は毎年5日について時季を指定して与えなければならなくなった
　(年5日以上の有給休暇の取得を確実に促進させるため時季指定が義務付けも
　但し強制することは出来ずあくまでも労働者の意思は尊重)

➢ 労働時間を把握する方法が法定化された
→ 労働時間状況把握の実効性確保のため省令で定める方法(使用者の現認や客観的な方法による把握を原則とする)により把握しなければならなくなった
　※タイムカードやPC使用時間等での労働時間状況把握
　※管理職も対象となる

➢ フレックスタイム制の清算期間の上限が3か月に延長された
→ より多様で柔軟な働き方を実現させるためフレックスタイム制を導入する場合における清算期間の上限が「1か月」から「3か月」に延長

【働き方改革関連法の3つの柱】　＊内容(Ⅱ - 3)

Ⅱ　長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

※施行日：平成31年4月1日
　但し、中小企業における時間外労働の上限規制に係る改正規定の適用は平成32年4月1日
　また、中小企業における割増賃金率の見直しは平成35年4月1日

＜ポイント⑦～⑧＞

➢ 高度プロフェッショナル制度が創設された
→ 高度な専門知識を有し一定水準以上の年収を得る労働者について労働時間規制(労働時間、休日、深夜の割増賃金)を適用除外することが可能
　※対象職種:証券アナリスト・研究開発職・コンサルタントなど
→【要件】各種要件を充足し、また労使委員会の4／5以上の多数決議及び本人同意

➢ 勤務間インターバル制度(努力義務)の普及促進
→ 健康及び福祉を確保するため前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に、一定時間(休息)を確保しなければならない

➢ 産業医・産業保健機能の強化(労働安全衛生法等)
→ 衛生委員会への報告(産業医が行った労働者の健康管理等に関する勧告内容等)義務
→ 産業医への情報提供(産業保健業務を適切に行うための必要な情報提供)義務

【働き方改革関連法の3つの柱】　＊内容（Ⅲ）

Ⅲ　雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保

※施行日：平成32年4月1日
但し、中小企業におけるパートタイム労働法、労働契約法の改正規定の適用は平成33年4月1日

＜ポイント①～③＞

- 不合理な待遇差を解消するための規定整備
  → 短時間労働者、有期雇用労働者の不合理な待遇の禁止・明確化
  （均等待遇の確保義務が有期雇用労働者まで拡大）
  → 派遣労働者について、派遣先労働者との均等待遇、一定の要件を満たす労使協定による待遇のいずれかの確保が義務化された
- 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
  → 正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明が義務化された
- 行政による履行確保措置及び行政ADRの整備
  → 上記の規定整備や説明義務について、行政による履行確保措置（行政による事業所への助言・指導）及び行政ADR（裁判外紛争解決手続）の規定整備

※ 上記見直しの目的 … 同一企業内における正規と非正規との間の不合理な待遇の差をなくし
どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるように
することで多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにすること

【最後に…】

≪ 事業主に求められる対応 ≫

～働き方改革関連法の特徴～

- 本来なら別個の法案として審議すべきとも思える内容が混在
- 事業主が構築する労務体制に直接影響を及ぼし得る事項についていくつかの法改正がなされた結果、選択可能な労務体制の幅が広げられるに至った

⇩ ある意味検討のチャンス

～事業主に求められる対応 ～

- 現在の労務体制が働き方改革関連法によって改正された多種の事項に沿うものになっているかどうか…個別に確認することが求められます
- また高度プロフェッショナル制度の導入やフレックスタイム制の変更といった新たに採用可能となった体制の導入の是非を検討してみてもよいかもしれません

ご清聴ありがとうございました

◎ニコニコ箱報告

・入会記念　　馬渕君
・創業記念　　古川君（次回は阪神の話をさせて下さい）
　　松下君（お祝い頂きありがとうございました）
　　長山君（ありがとうございます）
・高槻市展写真部門で市長賞を取りました。16 日(日)まで展示されておりますので、ぜひお越しください。
（現代劇場）　藤井君
・その他　石田君
・その他　丸山君
・卓話を聴いていただきありがとうございました。上村君

本日の合計　　￥　45,000-
7/1 よりの累計　　￥　518,000-

◎R 財団への寄付

藤井	敏雄君	￥5,000-	石田	佳弘君	￥5,000-
松下	浩章君	￥5,000-	丸山	俊郎君	￥5,000-
長山	正剛君	￥5,000-	山口	誠君	￥5,000-

本日の合計　　￥　30,000-
7/1 よりの累計　　￥　250,000-
一人当たり平均　＄43.77

◎青少年育成基金への寄付

伊藤	智秋君	￥5,000-	山口	誠君	￥10,000-

本日の合計　￥ 15,000-
7/1 よりの累計　￥ 335,000-

◎ポリオプラス基金への寄付

￥5,000-×3 名

本日の合計　　￥　15,000-
8/22 よりの累計　　￥　220,500

–